Ⅱ 指針の基本的な考え方

し、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。

こうがは、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。
まいきゅう けんり きほんてき じんけん まかか 国においては、憲法で基本的人権として、侵すことのできない永久の権利として保障し、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。

そこで、この指針では、行政、県民、企業、NGO(非政府組織)・NPO(非営利組織)等の多様な主体とともに、人権がすべての人に保障される地域社会づくりを着実に進めるための方向性等を示すこととします。

1 指針の目標

しんけん しょう ちいきしゃかい じつげん 人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざします。

2 基本理念

県は、目標の実現に向けて、憲法はもとより国際的な人権の基準に従い、次のことを基本理念として県民とともに取り組みます。

- (1)誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
- (2)誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、 人と人とのつながりを重視した、ともに生き、支え合う社会をめざします。

3 指針の性格

この指針は、人権施策推進にあたって、次の性格を持つものとします。

- (1) 県のあらゆる施策・事業を、常に人権尊重の視点を持って推進する県の基本姿勢を示すものです。
- (2)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、県が実施する人権 教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、県が実施する人権 教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
- (3) 人権尊重の社会の実現に向けて、県民、企業等の積極的な取組みを促進するものです。
- (4) 主な分野別人権課題の取組みについて、施策推進の方向を示すものです。具体の またしょくとう にっしょくとうについては、県の総合計画や個別計画、各年度の予算等で表します。 なお、この指針は、改定から5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、改定 の必要性を検討することとします。

